

年金制度の抜本改革

国会版社会保障国民会議

河野太郎

高齢者の収入と年金の必要性

高齢者世帯の所得状況

- 2010年調査(被災3県を除く)によると、全世帯の平均所得金額は538万円、高齢者世帯の平均所得金額は、307万2千円。
- 全世帯の所得の中央値は427万円、高齢者世帯の所得の中央値は240万円。
- 高齢者世帯の90.5%が、全世帯の平均所得以下の所得になっている。
- 高齢者世帯の所得に占める公的年金・恩給の割合は67.5%に達している。
- 2008年調査では、高齢者世帯の63.5%で、年収に占める年金の割合が100%となっている。
- 高齢者世帯の73.4%で、年収に占める年金の割合が80%以上となっている。

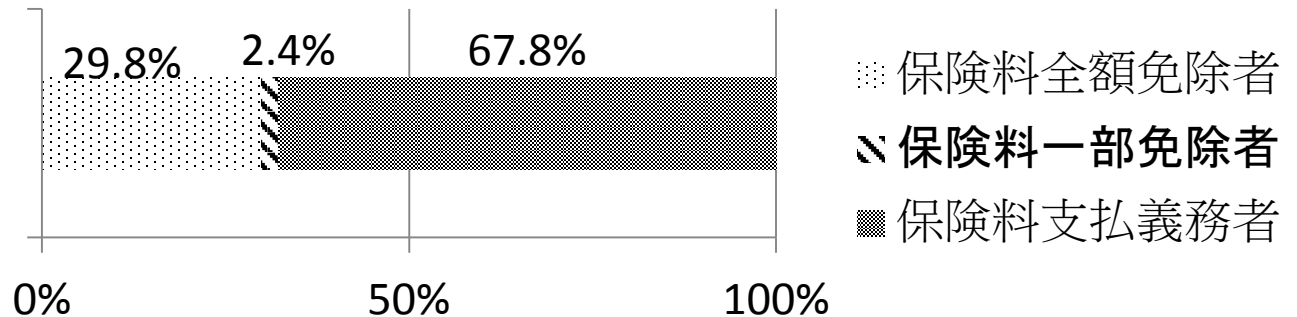
なぜ公的年金が必要なのか

- 自分が何歳まで生きるかわからない長生きのリスクに対応するためには、平均余命に基づいて、早く亡くなった人の年金財産を相続させずに、長生きした人に分配する必要がある。それができるのは政府だけ。
- 若い世代は年金の必要性に関する切迫感を持たず、私的年金のみにすると無年金者が増加して、生活保護が将来急増する。

基礎年金の問題

未納問題－1

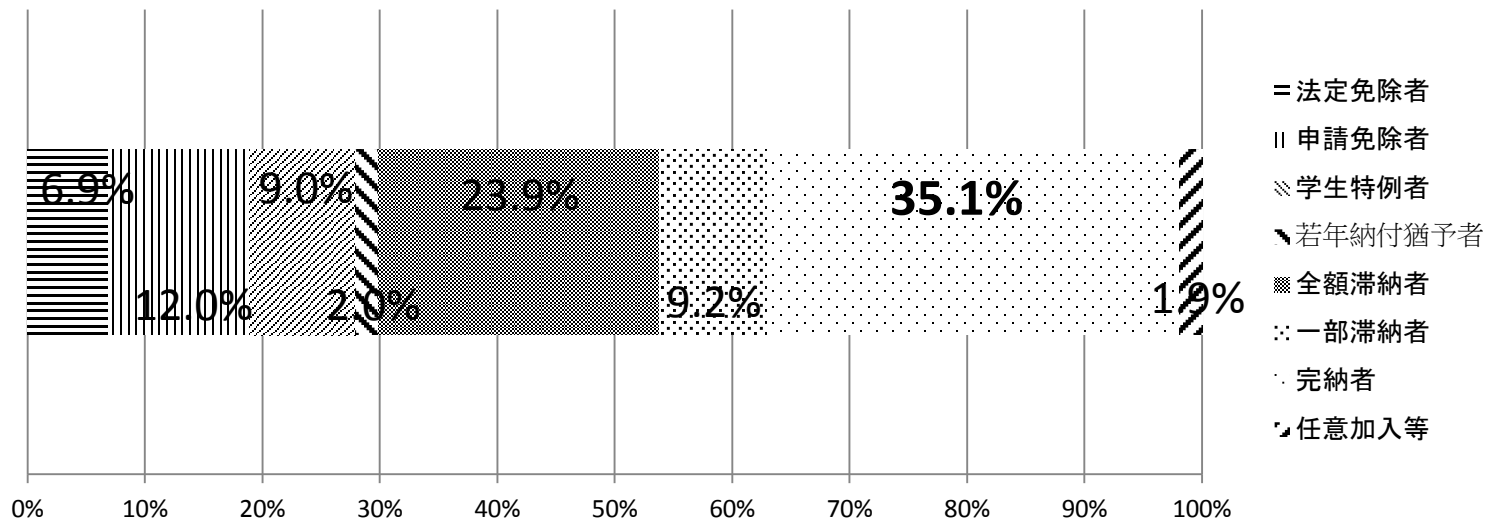
- 2012年3月末の時点で、国民年金の被保険者数1904万人に対して、保険料の全額免除者は568万人と、29.8%と対象者の4人に1人を超えている。



- この他に保険料一部免除者数が全体の2.4%、46万人。

未納問題－2

- 国民年金の保険料完納者の割合は、2012年3月末で約3人に1人、35.1%。



未納問題－3

- 2011年度の国民年金の保険料納付率は全体で、58.64%だが、年齢階級別に見ると

	2011年度	2010年度
20－24歳	50.05	49.16
25－29歳	46.13	46.57
30－34歳	49.63	50.88
35－39歳	55.57	56.33
40－44歳	57.06	57.58
45－49歳	59.42	61.05
50－54歳	65.16	65.98
55－59歳	71.83	72.58

- 年齢が下がるとともに納付率は低くなる。
- ほぼ全ての年齢階級で、前年度同時期よりも納付率が低下している。

保険料方式の基礎年金の問題－1

- **保険料方式の年金では、必ず未納が発生する**

保険料の支払いを忘れる人

保険料を支払いたくないから支払わない人

保険料をお金がなくて支払えない人

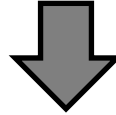
保険料方式の基礎年金の問題－2

- 保険料を負担しない者には年金を給付しないというのは、もっともな理屈に聞こえるが、現実には、保険料を負担しない者は無年金になり、生活ができず、生活保護を受けることになる。
- 保険料を負担しない者には年金は支給されないが、生活保護が支給されることになり、年金事務と生活保護の事務が二本立てになる。
- 基礎年金は半分が税金だが、生活保護は全て税金。この制度では、年金保険料を納めている者は、納めていない者の生活保護まで税金で負担することになる。

保険料方式の基礎年金の問題－3

- 厚労省年金局にとって未納は問題ではない
 - － 未納者は無年金になるので年金財政に影響ない
- 日本政府にとっては大きな財政問題
 - － 無年金者の多くが生活保護を受ける。

基礎年金額 66,000円
公費負担 50%



単身高齢者の生活扶助額月額平均 68,243円
公費負担 100%

保険料方式の基礎年金の問題－4

- **保険料の徴収にコストがかかる**
 - 保険料を徴収するための組織と人件費(650億円)
- **所得に関係なく一定の保険料を負担させる**
 - 歳費2000万円の国会議員も年収120万円のアルバイトも一律同じ保険料負担
- **三号被保険者は保険料を支払わずに年金がもらえる**

免除問題－1

- 夫婦で老後必要な金額が132,000円という調査から、一人あたりの基礎年金66,000円という金額が設定された。つまりこれは、生活のために最低限必要な金額。
- 現在の国民年金の制度では、この水準の年金を保障できない。
- 国民年金の平均給付額は54,682円、新規裁定者の平均給付額は50,013円。
- 年金保険料を免除されるとその期間の年金金額は公費負担分の二分の一まで減額されてしまう。

免除問題－2

- 現在の年金保険料方式では、年金保険料の免除が必要なほど現役期間の所得が低いと、将来の年金金額が下がり、老後に最低必要な年金金額を支給できなくなる。
- 制度的におかしい！

受給資格短縮は有効か？

- 現在は、年金の受給資格を得るために最低25年の年金保険料支払いが必要だが、これをクリアできず無年金になる者が少なくないとして、受給資格を10年に短縮するのは有効だろうか。
- 40年の保険料支払いで満額の基礎年金66,000円／月を受給できるが、10年間の保険料支払だと16,500円／月。
- 月額16,500円の年金ではとても生活できない。年金を支払っているという事実を作っているだけ。

保険料方式の年金は有効か？

- 老後最低必要な年金を支給するはずの基礎年金の財源を年金保険料にすると、年金保険料の未納や免除に対応できない。
- 保険料方式の年金が有効なのは、現役時代の生活レベルを維持するための二階建て部分から。

未納問題を起こさないために

- 年金保険料を徴収し、保険料の支払いに応じて年金を給付する制度では、必ず未納や免除が生じ、基礎年金を満額支給できなくなる。
- 減額された基礎年金の支給を受けながら、あるいは無年金になって、生活保護を受給する者が生じる。
- 最低保証年金の財源は、保険料ではなく税を原資に年金を支払うべき。

税方式の基礎年金－1

- **税、とくに消費税を基礎年金の財源とする方式であれば、
買い物をするたびに必ず消費税を支払うので、
未納や免除が生じない。
全ての日本人が65歳になれば満額の基礎年金を受け取ることができるようになる。**
- **高齢者の生活保護も基礎年金に一本化できる。**

税方式の基礎年金－2

- **消費税ならば
消費金額に応じて年金財源を負担することになり、
収入の多寡にかかわらず一律の保険料を徴収する現在の方法よりも公平。**

税方式の基礎年金－3

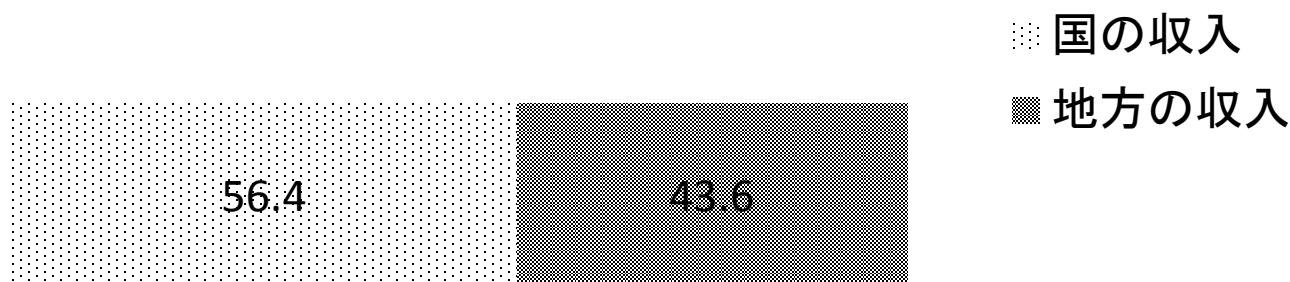
- **税方式の基礎年金ならば年金保険料徴収業務が不必要になり、現在、年間約650億円かかっているコストが不要になる。**
- **専業主婦も消費税を負担するため、三号被保険者問題も解決する。**
- **消費税方式ならば年金受給者も消費税を負担するため、世代間格差の是正につながる。**

消費税方式の基礎年金の必要税率-1

- 2010年10月1日(国勢調査)の65歳以上人口は2929万3000人。
- 年額79万2000円の基礎年金をその全員に満額支給すると、
必要額は23兆2000億円。
- 現在の消費税5%で消費税収10兆1990億円から試算して、消費税収を全て基礎年金の財源に充てる場合、23兆2000億円に必要な消費税率は、11.4%。

消費税方式の基礎年金の必要税率-2

- 現在は、地方消費税1%分と地方交付税分あわせて、消費税額の43.6%が地方収入分。
- 国の収入になるのは消費税額の56.4%。税率にして5%のうちの2.8%分。



消費税方式の基礎年金の必要税率-3

- 現在の消費税4%及び地方消費税1%までの国と地方の税収の配分を現行のまま、引き上げ分の消費税はすべて国税とすると、

消費税による国の収入全額を消費税に充てる場合、税率13.6%が必要。

消費税方式の基礎年金の必要税率-4

- これまでのように、消費税収を国56.4%と地方43.6%で按分する場合、
- 国の税収分を全て基礎年金の財源に充てる場合、消費税率20.2%が必要。

消費税方式の基礎年金の必要税率-5

- 65歳以上の全ての日本人に満額の基礎年金を支払うために必要な金額は、23兆2000億円。
- 現在、すでに基礎年金には10兆5347億円の税金が投入されているため、これを差し引くと、12兆6653億円が必要になる。
消費税の国の収入を全額基礎年金の財源とすれば、現在の国と地方の税収の按分を維持しても、消費税率は11.0%。

消費税方式の基礎年金の必要税率-6

- さらに、現在、65歳以上の高齢者にかかる生活保護費、1兆4200億円を基礎年金に一本化すれば、消費税方式の基礎年金に必要な消費税率は9.8%まで下がる。

消費税方式の基礎年金の必要税率-7

- **基礎年金の受給に所得制限を設ければ、必要な消費税の引き上げ幅はさらに小さくなる。**
- **消費税を年金財源にすれば、もちろん現在の年金保険料月額約15000円は不要。**

厚生年金の問題

厚生年金の問題

高齢者／現役比率が高まっていく

1970年	10.2%	現役10人で高齢者1人を支える
1994年	20.2%	現役5人で高齢者1人を支える
2000年	25.5%	現役4人で高齢者1人を支える
2008年	33.6%	現役3人で高齢者1人を支える
2023年	50.2%	現役2人で高齢者1人を支える
2040年	67.2%	現役1.5人で高齢者1人を支える

賦課方式とは

- 現在の厚生年金は、その年度に現役世代が支払った年金保険料が、その年度の高齢者の厚生年金の財源になっている。これを賦課方式という。
- もともと厚生年金は、年金保険料を積み立てていく積立方式だったが、保険料以上に年金支給額を増やしたため、積立方式を維持できず、賦課方式に移行した。
- そのため賦課方式には巨額の積立金を持っている。

賦課方式の年金制度の問題

- 次世代に財源を頼る賦課方式の年金は、少子化の中では次のどれかをやらざるを得ない。

年金受給額を減らす

年金保険料負担を増やす

年金受給開始年齢を引き上げる

- いずれにしても、このままでは、年金制度に対する国民の信頼が失われていく。

「100年安心」年金とは

- 2004年の年金改革がつくったはずの「100年安心」年金とは、
 - 所得代替率50%以上を維持した上で、
 - 積立金が100年後まで枯渇しないことを指す。

所得代替率50%の怪

- 2004年の改正時点で、既に将来の所得代替率の推計は50.2%だったのが、リーマンショック後の2009年の再計算でも将来の所得代替率は50.1%を維持することになっている！？

粉飾された2009年の年金再計算－1

- 2004年の再計算と比べ、2009年の再計算では、2016年以降の積立金の運用利回りが3.2%から4.1%に大幅に引き上げられた。
- デフレが続いているにもかかわらず、2011年から2015年の物価上昇率を1.9%と想定。
- 低下が続く国民年金保険料の納付率が大幅に上昇すると想定。
- 所得代替率50%維持のための粉飾！

粉飾された2009年の年金再計算－2

- 2004年の再計算では：
2070年度末の積立金額は284兆円
- 2009年の再計算では：
2070年度末の積立金額は561兆円

粉飾された2009年の年金再計算－3

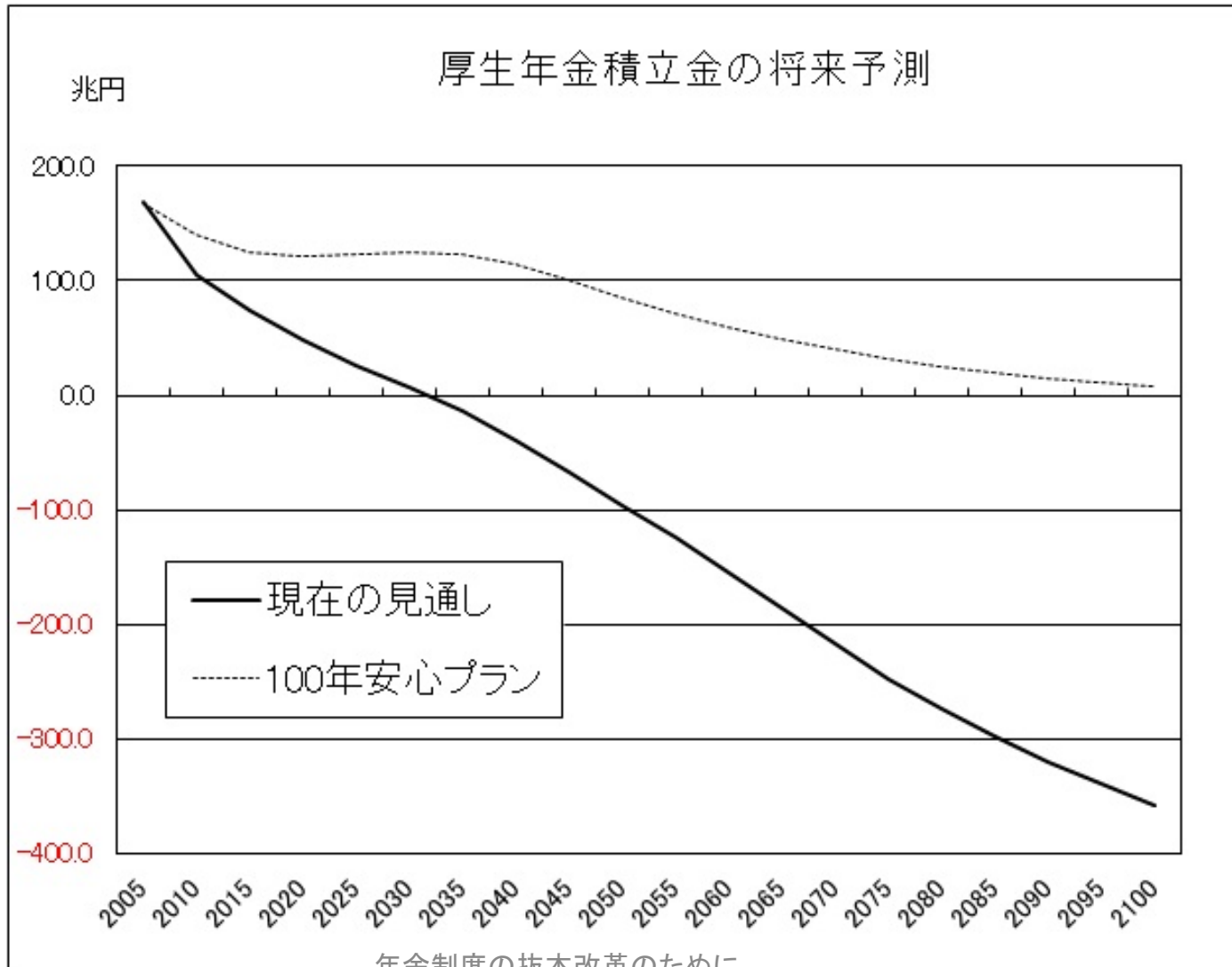
- 2009年の財政再計算による積立金予測
 - 2010年度末 142兆6千億円
 - 2100年度末 247兆2千億円
 - 2105年度末 132兆4千億円
- 2009年再計算の前提条件のうち、2011年までの分を現実の数字に置換えて積立金予測を計算すると
 - 2010年度末 140兆7千億円
 - 2100年度末 41兆8千億円
 - 2105年度末 －150兆9千億円

急速に取り崩される積立金

- 2004年の財政再計算の前提は、2005年から2010年までの積立金の取り崩しは7兆9千億円のはずだが、実際には33兆5千億円も取り崩されている。
- 2009年の財政再計算の前提は、2009年から2010年にかけて、積立金の取り崩しは1兆8千億円のはずだが、現実にはこの1年間に8兆円の取り崩し

積立金はいつなくなるか

(学習院大学鈴木亘教授)



粉飾された2009年の年金再計算－4

- **年金積立金の将来の運用利回りは、厚労省によって高い利回りに粉飾されやすい。
(4.1%！)**
- **この運用利回りを達成するために、積立金の運用は過度に高いリスクをとりにいきやすい。**
- **賦課方式の年金制度では、積立金の運用が失敗しても、現在の年金には影響しないため、無関心になりやすい。**
- **こうした構造を変えない限り、積立金は必要以上のリスクにさらされる。**

厚生年金の世代間格差

- 厚生年金の世代間格差は非常に大きくなる
世代間損得計算

1940年生まれ	3090万円	
1950年生まれ	770万円	
1960年生まれ	— 260万円	
1970年生まれ	— 1050万円	
1980年生まれ	— 1700万円	
1990年生まれ	— 2240万円	
2000年生まれ	— 2610万円	
2010年生まれ	— 2840万円	差5930万円

世代間格差を無視する厚労省

- 「年金とは世代間の助け合いである」(厚労省)
たまたま生まれた年の違いでこれだけの格差があることが正当化されるか。負担の次世代への一方的な押しつけになる。
- 「損得計算すると若者に年金不信が広がる」(厚労省)
国民に真実を教えないのは正しいのか。年金に対する信頼の欠如につながっていく。
- 「親から子供への相続があるから大丈夫」(厚労省)
年金で特をしている世代も相続を受けてきた。相続する財産がない者はどうなるのか。そして次世代は、1000兆円に達する国の借金も相続することになる。
- 「かつて貧しかった高齢者から十分な保険料を取れなかった」(厚労省)
日本の個人金融資産の大部分は、現在の高齢者が保有している。年金保険料を払えないほど貧しかったというならば、なぜこのような資産形成ができたのか。

積立方式の年金制度へ

- **人口減少、高齢化が進む日本に必要な年金制度とは**
「老後の生活を支える年金の財源を、自分自身が現役のうちに積み立てておく自分の世代で完結する積立方式の年金制度」
- **積立方式ならば、前後の世代に負担をかけず、高齢化や人口減少の影響も受けない。**

積立方式の年金制度

- 国民一人ひとりが自分の公的年金口座に現役時代に積み立てた積立金およびその金利の合計額を、65歳の平均余命で割った金額を、年間の年金額として政府が保証する年金制度。
- 一定のルールの中で、国民一人ひとりが自分の積立金の運用を行う。
- 本人(または夫婦)が亡くなった時点で年金支給は停止され、積立残額は相続できない。

自営業者と積立方式の年金

- 賦課方式の下では、特に将来の年金受給額が確実に目減りしていくような制度の下では、所得の捕捉が難しい自営業者を厚生年金に統合しにくい。所得を低く見せて保険料を抑えようとするインセンティブが働く。
- 積立方式ならば、積立金に比例して年金が支給されるため、自営業者にも積み立てを行い、それに応じた年金を将来受給するインセンティブが働く。

あるべき三階建ての年金制度

- 年金の一階部分は、老後の最低限の生活を保障をするためのもの。
消費税を財源として、65歳以上の全ての日本人に支給する。(所得制限はあり得る)
- 二階部分は、現役の生活水準を老後に維持するためのもの。
自分が現役のうちに積み立てた積立金に比例して支給される積立方式の公的年金。
- 三階部分は、個人が必要に応じて加入する私的年金。

積立方式の年金制度への移行

- 現行方式では、現役世代が支払っている年金保険料が高齢者への年金支払いの財源になっている。
- 積立方式の年金制度を導入すると、現役世代が自分の年金のための積立を始めるため、現在の高齢者の年金の財源となっている年金保険料がなくなる。
- 政府が現行の年金制度の下で支払われるべき年金の財源を肩代わりする必要がある。（「二重の負担」問題）

「二重の負担」の規模

- 現在の年金制度で約束された年金の支払金額は670兆円。
- それに対して残っている積立金は130兆円。
- 差し引き540兆円を政府が肩代わりする必要がある。

直近に必要な「二重の負担」

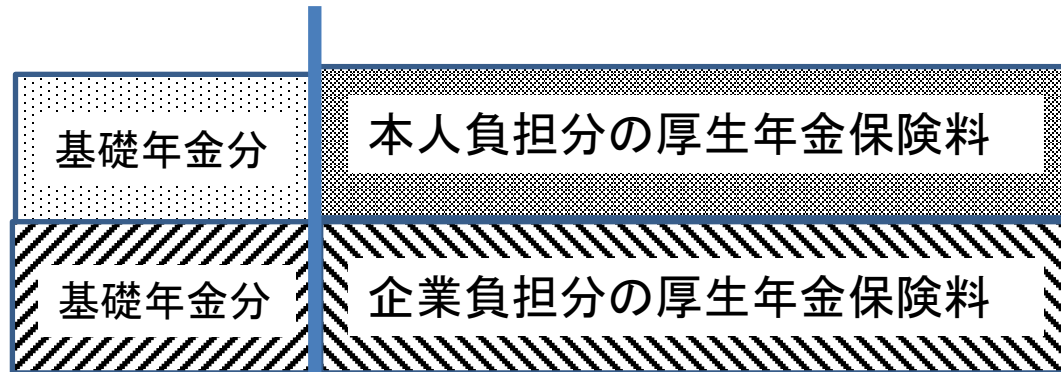
- 二重の負担総額、540兆円は、今すぐ必要になるものでも、いちどきに必要になるものでもない。
- むしろ二重の負担の償却は、できるだけ長い年月をかけて、負担が一つの世代に集中しないようにするべき。
- 今年必要になる金額は、今年の厚生年金支給額、およそ26兆円。

「二重の負担」の解決 その1

- 現在の厚生年金の年金保険料は、基礎年金の保険料を含んでいる。
- 基礎年金が税方式に移行すれば、その部分
は必要なくなる。現在の厚生年金の年金保険料に含まれている基礎年金保険料部分の個人負担は廃止し、企業負担部分を「二重の負担」の財源に充てる。

「二重の負担」の解決

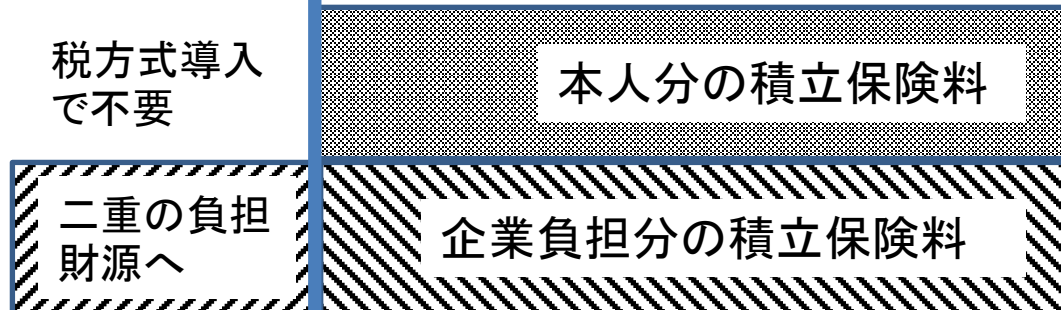
現行の
厚生年金



一階部分
の財源

二階部分の財源

新しい積立
保険料年金



「二重の負担」の解決 その2

- 現在の年金の受給者が、受給金額に比べて保険料として負担した金額がはるかに少なかったことが、現在の年金問題の原因の一つになっている。
- 現在の年金受給者が亡くなった時に、相続税に年金の過去財源の一部を上乗せして徴収する。
- たとえば受給してきた基礎年金の国庫負担分相当額（受給額の二分の一）。

「二重の負担」の解決

例

1940年生まれ

厚生年金世代間損得計算 +3090万円

65歳から基礎年金を満額受給し、80歳で死亡。
 $33000\text{円}/\text{月} \times 12\text{ヶ月} \times 15\text{年} = 594\text{万円}$

594万円を、相続に先立って、本人の残した財産から徴収する。

「二重の負担」の解決 その3

- 積立方式の年金に移行すると、現役世代の将来の保険料負担は軽減される。
- 現行のままならば厚生年金保険料の負担は、16.412% (本人負担8.206%)まで上がり、さらに引き上げられることが予測される。
- 積立方式に移行すると、そこまでの負担は必要なくなるので、それ以内で多少の負担増をお願いすることはやむを得ない。
- これだけで必要額に達しなくとも、残りは国債でまかない、負担が一つの世代に集中しないようにするべき。

厚労省への反論－1

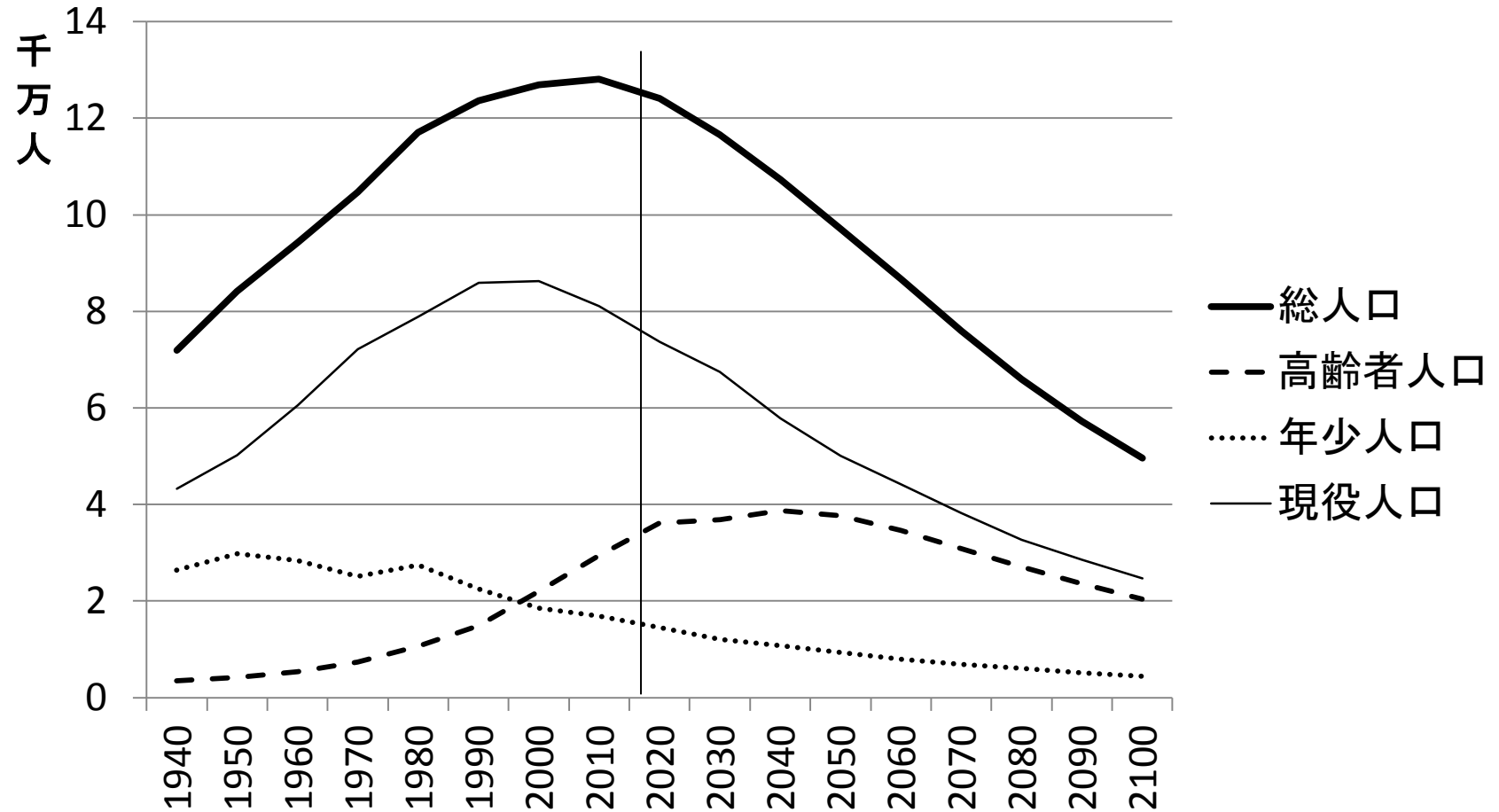
- 「積立方式への移行は現実的ではない」と厚労省は反論する。
- しかし、高齢化、少子化はこれからも長く続く。現在は現役3人で高齢者1人を支えているが2070年代には現役1人で高齢者1人を支えるようになる。
- 今、積立方式に移行すれば、この将来よりも年金制度は確実に安定する。

厚労省への反論－2

- 「積立方式はインフレに対応できない」と厚労省は主張する。
- 金利自由化以前は、インフレにより積立金が目減りする可能性があった。
- 金利自由化以降は、インフレになると長期金利も上昇し、積立金の目減りは防がれる。

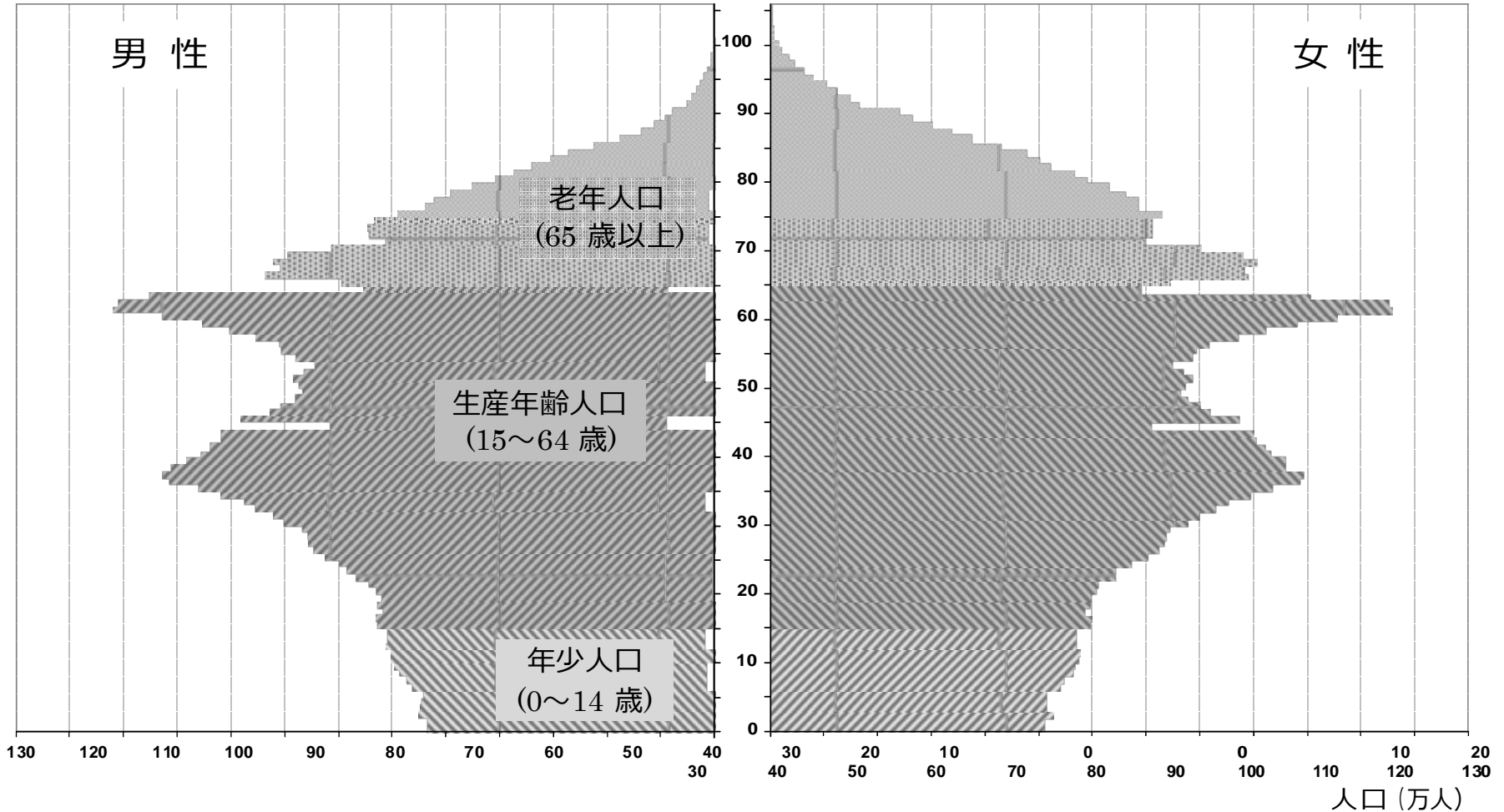
補足 日本の人口動態

日本の人口(1940-2100)

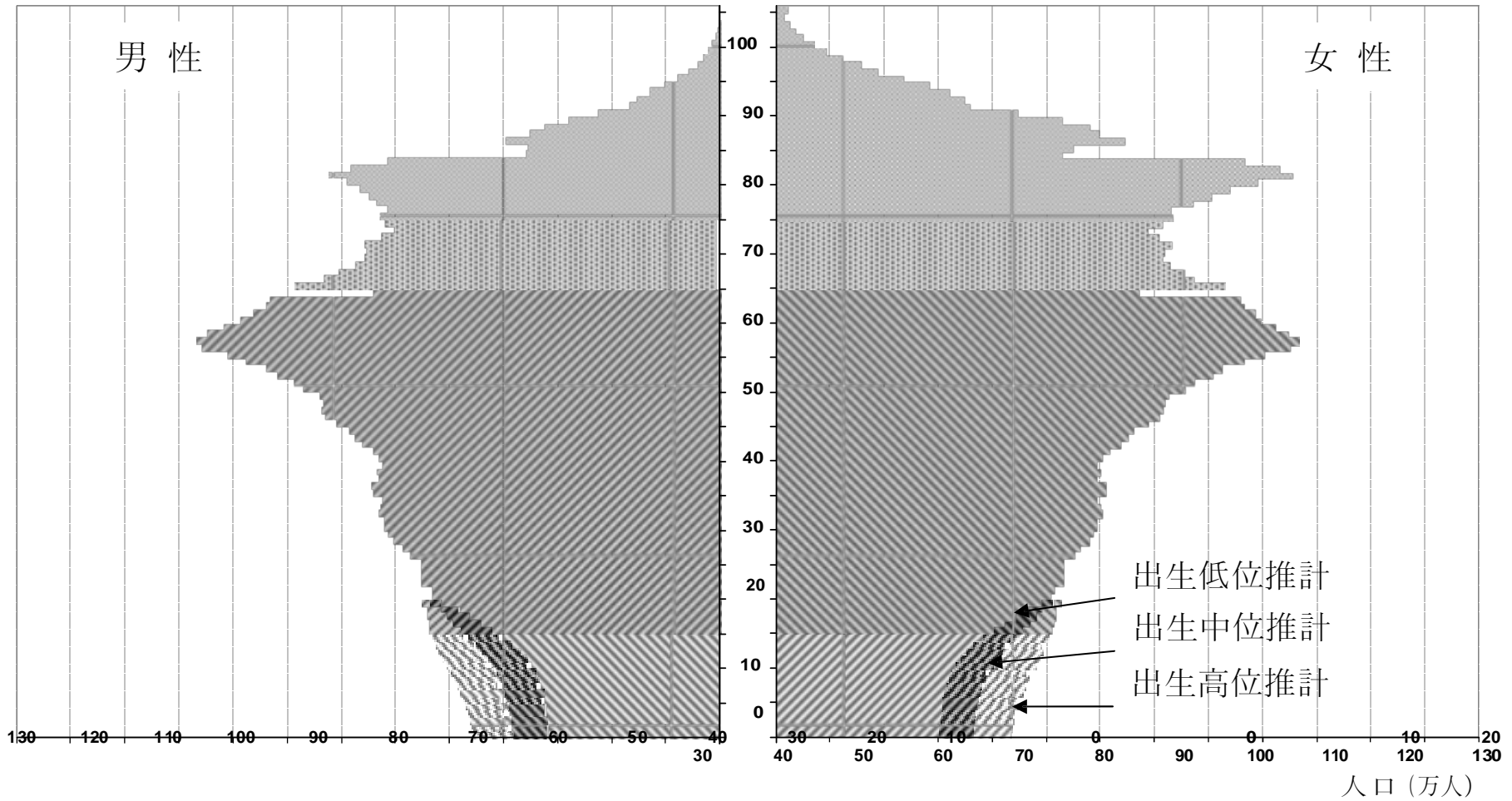


人口ピラミッドの変化：出生3仮定（死亡中位）推計

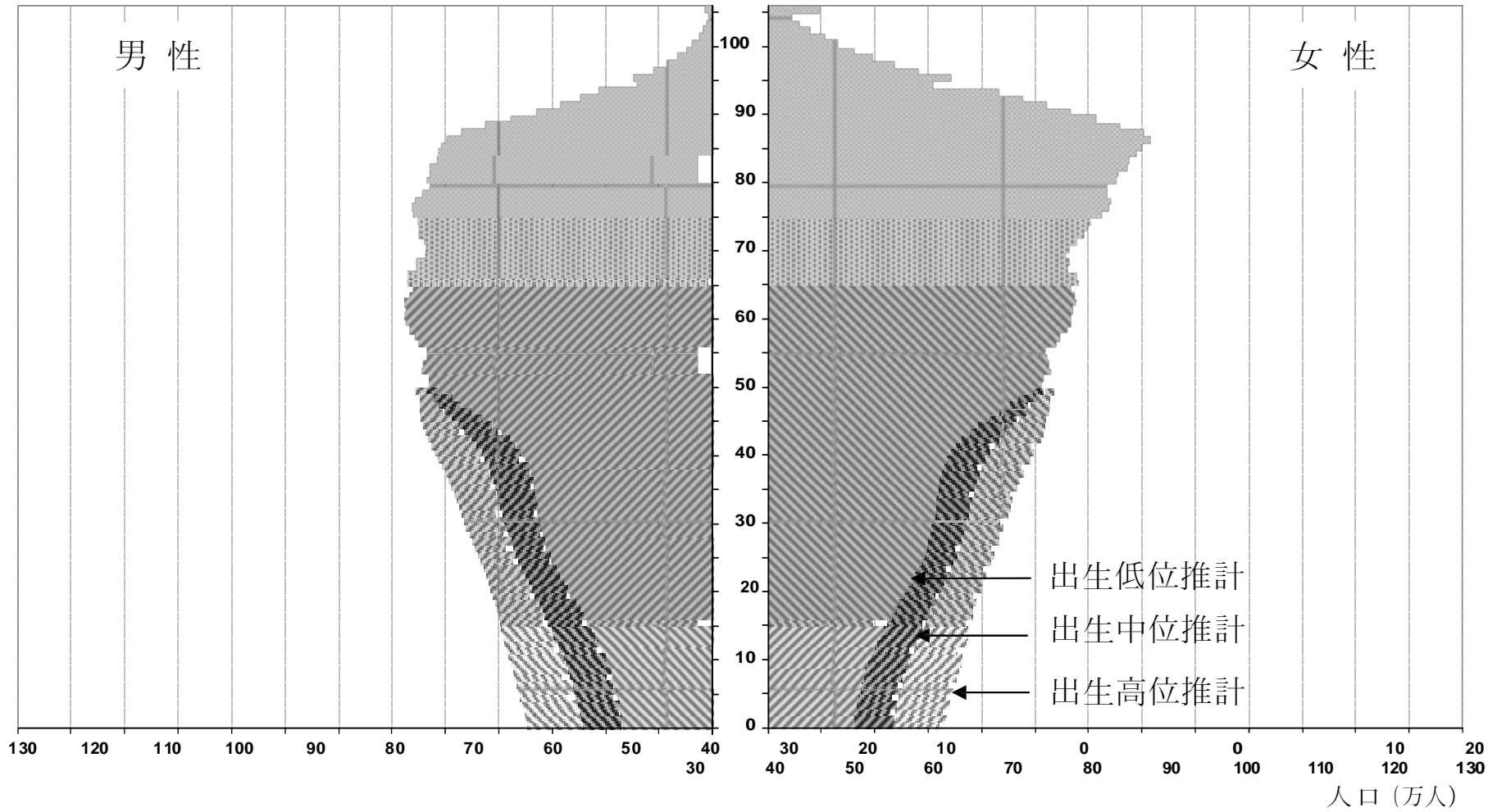
(1) 平成 22(2010)年



(2) 平成 42(2030)年



(3) 平成 72(2060)年



高齢者人口比率は上がり続ける

高齢者人口/現役人口比率

1970	10.2%	1人を10人の現役で支える
1994	20.2%	1人を5人で
2008	33.6%	1人を3人で
2023	50.2%	1人を2人で
2040	67.2%	1人を1.5人で
2072	85.7%	實際上1人を1人で